

議案第110号

上越市企業振興条例及び上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正
について

上越市企業振興条例及び上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和2年9月2日提出

上越市長 村山秀幸

上越市企業振興条例及び上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する
条例

(上越市企業振興条例の一部改正)

第1条 上越市企業振興条例(昭和60年上越市条例第18号)の一部を次のように改正す
る。

第2条第3号中「第17条」を「第18条」に改める。

(上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正)

第2条 上越市中小企業・小規模企業振興基本条例(平成30年上越市条例第3号)の一部
を次のように改正する。

第2条第9号中「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める。

附 則

この条例は、中小企業の事業継承の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に
関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日又はこの条例の公
布の日のいずれか遅い日から施行する。